

金融検査マニュアル案（中間とりまとめ）の見直しについて

主な論点	中間とりまとめ	見直しのポイント
1．検査マニュアルの基本的性格の更なる明確化等 (1) 検査官の手引書としての性格や監督上の措置との関係の明確化 (2) チェック項目の表現振り（語尾の表現） (3) 検査における機械的・画一的な運用の防止	- 検査マニュアルはあくまでも検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書であること及び金融検査と監督上の措置との関係について記載。（中間とりまとめ 5、7 頁） - 全ての金融機関に対してミニマム・スタンダードとして求められる項目（ねばならない）、国際統一基準適用金融機関に対しては、ミニマム・スタンダードとして求められるが、これ以外の金融機関においては、重要課題として取り組む必要のある項目（必要である）、全ての金融機関に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目（望ましい）の3つに区分。（中間とりまとめ 11頁ほか） - 検査マニュアルはあくまでも検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書であることを記載しているが、字義通りの対応のみが求められるとの誤解がある。（中間とりまとめ 5 頁） - 現場において、機械的・画一的な検査が行われる恐れがある、さらに、検査官と金融機関のコミュニケーションが十分でない例もある等の見方がある。	- マニュアルは検査官の手引書として位置付けられ、<u>検査における指摘が直ちに特定の監督上の措置に結びつくわけではない旨を明確化。</u>（最終とりまとめ 6、8 頁） 「<u>ねばならない</u>」は全て「<u>しているか、なっているか</u>」の疑問形とし、「<u>望ましいは</u>」変更せず、「必要である」は、両者を組み合わせて表現。（最終とりまとめ 11頁ほか） - 下記の趣旨を明確化。 - 字義通りの対応が<u>金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の行っている対応が十分なものである場合等には、不適切とするものではない旨</u> - マニュアルの適用にあたっては、<u>金融機関の規模・特性を踏まえ、機械的・画一的にならないようにする必要がある旨</u> - 立入検査の際に、検査官は金融機関と十分な意見交換を行う必要がある旨（最終とりまとめ 6 頁ほか） - さらに、マニュアル確定後、検査官に対し研修等によりマニュアルの趣旨を徹底。

主な論点	中間とりまとめ	見直しのポイント
2．取締役会（理事会）等の役割について リスク管理等の責任の取締役会（理事会）以外の機関への委任 3．中小企業向け与信を含めた信用収縮懸念への対応 (1) 債務者区分の判断基準 (2) 中小・零細企業の債務者区分の判定 (3) 要注意先に対する引当水準	○ リスク管理に係る意思決定等については、取締役会（理事会）の責任において行うことを求めている。（中間とりまとめ 12頁ほか） ○ 自己査定の正確性の判断基準については、セーフハーバー・ルールを記載。（セーフハーバー・ルールに該当しないものが直ちに要注意先・破綻懸念先に区分されるとの誤解がある。） ○ 実質債務超過解消期間2年、再建計画期間5年、計画達成率8割以上などの基準を提示。（当該基準に合致しないものが、直ちに破綻懸念先に区分されるとの誤解がある。）（中間とりまとめ 53頁ほか） ○ 自己査定の正確性の判断基準の一部（要注意先の項）に、中小・零細企業については、代表者等の資産等をも勘案して判断する旨を記載。（中間とりまとめ 53頁ほか） ○ 平均残存期間又は今後3年間の予想損失額を貸倒引当金として計上。ただし、信用格付毎に要注意先を更に細分化して、合理的と認められる今後の一定期間の予想損失額を貸倒引当金として計上することもできる旨記載。（中間とりまとめ 68頁ほか）	○ <u>取締役会（理事会）において決定すべき事項の内容を、基本方針の決定や体制の整備等に限定する。</u> ○ それ以外の事項については常務会等へ委任することも自由とするが、取締役会による明確な委任があること等に加え、内部牽制が確保されるような体制整備を求める。（最終とりまとめ 11頁ほか） ○ <u>債務者区分の判定に当たっては、債務者の業種の特性等を踏まえて総合的に判断するものとし、セーフハーバー・ルールに該当しないものを直ちに要注意先・破綻懸念先にしてはならない旨を明確化。</u> ○ <u>収益見通し、企業の技術力、販売力、成長性、代表者等の資産等の定性的な基準についても勘案することを明確化。</u> ○ 定量的な基準は概ねの目安であることを明確化。 ○ <u>債務超過解消期間2年という定量基準は、セーフハーバー・ルールとしての指標の妥当性に疑問があるため、削除。</u>（最終とりまとめ 47頁ほか） ○ <u>中小・零細企業等の場合には、どの債務者区分の判定の際にも、代表者等の資産等をも勘案して判断する必要がある旨を明確化。</u> ○ <u>金融機関が健全な事業を営む融資先、特に中小・零細企業等に対して円滑な資金供給を行っているかをチェックする項目を追加。</u>（最終とりまとめ 47頁ほか） ○ <u>要注意先を信用リスクの程度に応じて細分化し、リスクの度合いに応じた引当を行うこともできることを明確化。例示として、要管理先債権に対する引当は「平均残存期間又は少なくとも今後3年間」、それ以外の先は、「平均残存期間又は少なくとも今後1年間」とすることも妥当であることを明確化。</u>（最終とりまとめ 75頁）

主な論点	中間とりまとめ	見直しのポイント
(4) 検査マニュアルを口実とした貸し渋りの防止 4．金融機関の規模・特性を考慮したチェック項目の精緻化 (1) 業態別マニュアルの整備又は金融機関の規模・特性に応じた対応 (2) 2週間以上の職場離脱 5．その他 (1) 個別企業の信用情報の厳格な管理 (2) 農林水産政策への配慮	○ 特に記述なし。 ○ 全ての預金等受入金融機関が対象であるが、各金融機関において、創意・工夫を生かし、それぞれの実情に沿ったより詳細なマニュアル等の自主的な作成を期待。（字義通りの対応のみが求められるとの誤解がある。） （中間とりまとめ 6頁） ○ リスク管理等の観点から、役職員に2週間以上の職場離脱を求めている。 （中間とりまとめ 16頁ほか） ○ 顧客情報を原則開示してはならない旨記載。 （中間とりまとめ 109頁） ○ 特に配慮した記述なし。	○ <u>金融機関が金融検査マニュアルを理由とした資金供給の拒否や資金回収等の不適切な取扱いを行っていないかをチェックする項目を追加。</u> （最終とりまとめ 36頁） ○ 業態別マニュアルは整備しないものの、<u>金融機関の規模・特性に応じた対応を行う旨を明確化。</u> ○ 特に下記の趣旨を明確化。 ・ 字義通りの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の行っている対応が十分なものである場合等には、不適切とするものではない旨 ・ マニュアルの適用にあたっては、<u>金融機関の規模・特性を踏まえ、機械的・画一的にならないようにする必要がある旨</u> （最終とりまとめ 6頁ほか） ○ <u>1週間以上の職場離脱はミニマム・スタンダードとし、これを2週間以上とすることはベスト・プラクティスにとどめる。</u> （最終とりまとめ 17頁ほか） ○ 金融機関が個別企業に関わる情報の取り扱いを厳重かつ慎重に行っているかをチェックする項目を追加。 （最終とりまとめ 117頁） ○ 債務者区分の検証に際しては、制度資金の内容等も踏まえた上で実態判断する旨を明確化。 （最終とりまとめ 47頁ほか）